

副食費の免除について

下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつや牛乳、お茶代など）が免除されます。特別な手続きは必要なく、自動的に無償となります。

1号認定子ども

◇市町村民税の所得割額(注1)が世帯合計で基準額以下（おおむね年収360万円未満）

◇第3子以降の子ども

＜児童の数え方＞

小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えます。

最年長者・・・第1子

次年長者・・・第2子

上記以外の者・・・第3子

※小学生以下の子どもは、「就園児」を数えます。「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設、を利用している未就学児を指します。

区分番号	課税区分（利用者負担額上の階層）	右以外の世帯			ひとり親等世帯		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
		① 生活保護世帯(1)	免除			免除	
② 市町村民税非課税世帯(2)							
③ 市町村民税所得割が0円の世帯(2)							
④ 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯(3)							
⑤ 市町村民税所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯(4)	対象外	対象外		対象外	対象外		
⑥ 上記課税区分以外の次の世帯(5)	対象外	対象外		対象外	対象外		

注1 「所得割額」は、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額とします。

注2 世帯のうち2人以上に所得割が課税されている場合、その合計で課税区分を適用します。